

都市計画道路の見直しについて

都市計画道路とは

都市計画道路とは、公園、下水道などと並ぶ都市施設の一種で、良好なまちづくりを実現するため、都市の骨格を形成する道路として、都市計画法に基づき位置付けられた道路です。

この道路の計画区域内では、将来の整備を円滑に行うため、建築物を建てることに対して一定の制限を課しています。

都市計画道路の機能

- 交通機能・・・人や自動車の移動や沿道の施設への連絡機能
- 市街地形成機能・・・街の骨格を形成し、沿道の市街化を誘導
- 空間機能・・・日照や通風をよくするための環境機能、避難路等としての防災機能、水道、ガスなどの施設の収容空間の機能

都市計画道路の現況

本市では、67路線、延長約117kmの都市計画道路を都市計画決定しており、約74%が整備済み、約5%が事業中です。

また、約21%が未着手区間であり、整備の見通しがたっていない状況です。この内、都市計画決定から30年以上を経過した、いわゆる長期未着手路線が約17kmとなっています。

都市計画道路の整備状況

(H27.3.31現在)



見直しの背景と必要性

都市計画道路の多くは、人口の増加や市街地の拡大が続く社会を前提として計画されてきましたが、近年の人口減少・少子高齢化社会の到来、集約型都市構造への転換など、社会情勢が大きく変化する中、その必要性や位置付けに変化が生じているものもあります。

また、計画決定から長期が経過し、市街地の拡大や代替路線が整備されたことなどから、既存の都市計画道路ネットワークが十分機能していないこともあります。

このため、都市計画道路の必要性等を検証し、廃止を含めた見直しを行うことが必要となっています。

山口県の取組み

■平成18年3月

「都市計画道路の見直し基本方針」策定

■平成24年3月

都市計画区域マスタープランにおいて、長期未着手の都市計画道路の検証や見直しを行うべきことが盛り込まれました。

見直し方針策定までの流れ

■検討対象路線…長期未着手路線 約17km（17路線）

■「山口県都市計画道路の見直し基本方針」に基づき検討



※ 都市計画道路見直し特別委員会…学識経験者、市民、関係行政機関等で構成する専門的・集中的な調査検討を行う専門部会

※ 見直しの方向性…「存続を検討する路線」と「廃止を検討する路線」の2つに分類

■都市計画道路見直しにおける対象路線（閑門・遠石地区）

